### 令和3年度第1四半期 苦情審査事案の概要

令和3年6月30日現在

区分

経

済

## 申立事項

## 審 査 結 果 等

# 道立高等技術専門学院の委託契約について2

### (令和2年度第4四半期からの継続分)

道立〇〇高等技術専門学院と一般社団法人との間で理解しがたい理由で一者随意契約(以下「一者随契」という。)を行っており、競争入札であれば参加できたはずの申立人の活動が妨げられた。

- 地方公共団体は委託事業の内容を精査 し、競争性の導入を検討することが必須の 業務なのに、これらを検討せず一者随契を 行ったことは理解できない。
- 委託業務の内容は一般的なものであるのに、「性質又は目的が競争入札に適さないもの」であることを根拠とした一者随契は無効に値する。
- 「存立援助」一者随契は本庁の「相手側 リスト」の通達に基づき行うとの説明が学 院側からあったことから、当該リストの開 示を道に求めたが、保存期間満了による廃 棄のため不存在である旨の通知があった。 これは学院側の説明と矛盾する。
- 同学院の指名選考委員会で恣意的な選考 が行われたとの疑いがあるので選考委員に 外部の人員の参加や審査手続、審査基準の 公表などをすべきである。

上記等の理由により同学院の契約行為は公平・公正からかけ離れ、正当な競争が妨げられている。

「存立援助」による一者随契をやめ、当該業務に係る全ての委託契約を競争入札とすべきであるとともに、既に行われた委託契約の再検討等を求める。

### 申立ての趣旨に一部沿う

申立人は、学院が一者随契とした事業について、無効であることなどを申し立てているが、本件は一者随契とした経緯に関する問題で、契約の相手方の責任によるものではなく、同契約を無効とすることは、本件に責任のない訓練を受けている利用者の利益を損なうおそれもあるので、契約自体を無効なものとすることはできない。

また、存立援助に関する北海道財務規則運用 方針の規定については、本制度の適正な運用が されるのであれば、申立人の正当な利益を損な うものではなく、同規定の改廃は必要ない。

ただし、存立援助に関する通達については、 道では文書を廃棄しているものの、効力は存続 していると考えるが、その内容は業者選定の際 の配慮を求めるにとどまるもので、同通達を根 拠として、調査・検討することなく随意契約を すべきではない。

本件の契約手続きにおいては、随意契約とした理由の公表が十分になされているとはいえないことや、選定過程を明らかにするに足りる議事録が作成されていないなど、委託契約の相手方の選定過程については、改善していく必要があるので、担当部局は諸規定の趣旨を確認の上、適正な手続による選定を行う必要がある。

# 建設報

# 道営住宅建設工事に伴うテレビ電波受信障害

について(令和2年度第3四半期からの継続分)

申立人は、道営住宅の建て替えに伴い生じる テレビ電波受信障害に関して、建設部住宅課が 作成したテレビ共同受信施設の設置と利用に関 する協定書について、苦情を申し立てる。

- 協定書に関する協議は建設部住宅課との間で行っておらず、提案もされていない。
- 協定書の捺印を求めに来た者は工事の事業者であり、その際、当該事業者が道の代理人であることや書面が協定書であることの説明はなかった。
- 申立人にはその写しを渡されなかったので、 その書面の概略について理解していない
- その書面の概略について理解していない。 〇 この時点までに建設部住宅課から一度も面 談や電話による連絡を受けていない。

以上から、申立人は、自身が捺印した協定書は、当該事業者との間でなされたものと考えており、当該事業者に詰問したいことがあるので、道の責任において、その機会を作ることを要求する。

#### 申立ての趣旨に一部沿う

申立人は、締結した協定書の相手方は、道ではなく、事業者であると主張しているが、

- ・ 協定書には、協定の当事者が申立人と道である と明記されており、また、当事者甲欄に知事名が 印字されていた。
- ・ また、協定書に署名押印した当日に設備撤去 の費用は道の負担となるかという話が出ていた。

以上から、道が一方の当事者である旨の認識が 申立人になかったとは考えられず、協定書は道と申 立人との間で締結されたものと考える。

また、申立人は、協定書を持参して説明を行った 事業者社員が、道の代理人であることを示さなかっ たと指摘しているが、

- · 協定の相手方が道であることを認識していたことから、協定の成否には影響はない。
- ・ 申立人が協定書の控えを受け取っていないことについては、協定書では原本を2通作成し、甲乙双方が所有することと規定されているが、原本が1通しか作成されていならず、当事者である申立人に交付されていないことは、協定書の文言に反している。これは道の落ち度であるが、協定の成否には関わらない。

事業者及び道の責任についてであるが、

・ 申立人は、設備の費用負担の詳細について、時間をかけて吟味することは難しく納得していなかったのは事実で、このことは、協定書の説明時に十分な説明がされていなかったことが原因である。申立人と事業者及び道との間で認識に齟齬があったのは、事業者及び道に重い責任がある。

結論として苦情の原因は、

- 署名押印の際の説明不足に起因していること
- 協定書が1通しか作成されていなかったこと
- ・ 苦情申立人に協定書を渡していなかったこと

道においては、請負事業者の監督などの対応 を改善するとともに早急に協定書を渡すなどの 手続きを了するよう求める。

なお、申立人が主張する事業者への詰問の機会を作ることは苦情審査委員制度では対応することはできない。

# 建設部

### 道道における用地処理について

申立人が相続(相続人多数)している土地が道道として使用されている。

- 個人の土地を道道として使用占拠している状態は違法性がある。
- 担当者が一度謝罪に来た以降、土地買収 に関する話し合いなどがないのは職員の怠慢 である。

申立人としては 道は当該土地を道道として使用するための売買、譲渡について話し合うべきであると考える。

### 申立て内容を検討中

※平成22年度に申し立てた事案の再申立て